気象庁は、8月16日付けで、予報業務許可事業者である株式会社ウェザーニューズ に対し、気象業務法第20条の2に基づき、業務改善命令を行いました。

1. 事実関係

気象業務法に基づく予報業務許可事業者である株式会社ウェザーニューズが、平成 19 年新潟県中越沖地震の被災地を対象に平成 19 年 7 月 19 日より、「がけ崩れ予測メール」サービスを行っている。同社に対し、このサービスの内容について確認したところ、予報業務許可を得ていない地象の予報であったため、当庁はこれを取り止めるよう再三指導したが、現在もこれを継続して実施している。これは、予報業務の範囲を変更しようとするときは気象庁長官の認可が必要であることを定めた気象業務法第 1 9 条に違反する。

なお、同社からのメールの送信実績の報告から、本サービスは被災地に混乱を引き起こす可能性があるものである。

2. 業務改善命令

上記事実を踏まえ、気象業務法第20条の2に基づき、同社に対し、以下の通り 業務改善を命じた。

(1) 気象業務法の遵守

気象業務法第19条第1項に違反している当該「がけ崩れ予測メール」に係る業務を平成19年8月17日までに取り止めること。

「がけ崩れ予測メール」を実施したいのであれば、変更認可の申請を行うこと。 既に同社が許可を取得している「気象」の範囲内で新たなサービスとして実施する のであれば、そのように内容を変更すること。

(2) 予報業務の運営を改善するために必要な措置

法令等遵守体制を確立し、健全な業務運営を確保するため、以下の観点から業務 改善計画を平成19年8月23日までに策定し、提出すること。

- ①法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化(責任の所在の明確化を含む)
- ②役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底
- ③再発防止方策

「本件に対する問い合わせ先]

気象庁総務部民間事業振興課 代表 03-3212-8341 (内線 4221)

地象:地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう (気象業務法第2条第2項)。